

香川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業

県は、地震発生時における建築物等の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、避難や救援救急活動、緊急物資の輸送等の機能を確保するため、国の交付金制度を活用し、緊急輸送道路沿道の住宅・建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修、建替えを行う方に補助金を交付する市町に対し補助を行います。

〇県の補助制度の概要

(1) 補助対象建築物等

- (ア) 昭和56年5月31日以前に建てられ、地震により倒壊し、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある民間住宅・建築物
- (イ) 建築基準法の規定に適合しているもの
- (ウ) 耐震補強設計、耐震改修、建替えを行う場合は、耐震診断の結果、倒壊の危険性等があると判断されたもの
- (エ) その他補助対象要件は表1による。

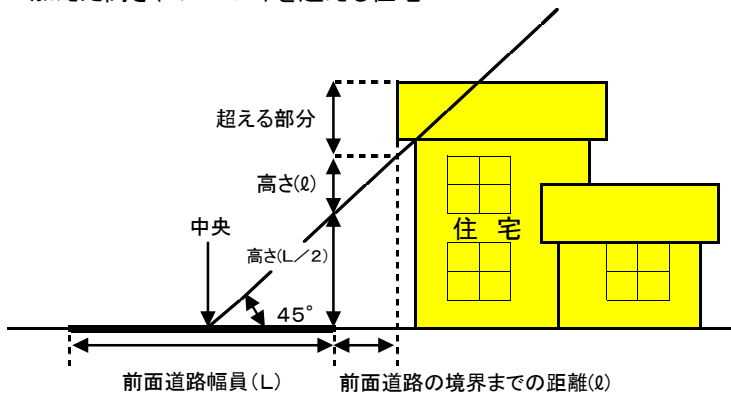
【表1】

住宅	以下の全ての要件に該当するもの (A) 共同住宅及び併用住宅(住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む一戸建て又は長屋建ての住宅(自己所有で自ら居住するものを除く。) (B) いずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路の境界までの水平距離に、道路の幅員の1/2に相当する距離を加えたものを超える住宅。(下図1参照)
建築物	以下の全ての要件に該当するもの (A) 住宅を除く建築物及びマンション(共同住宅のうち耐火構造又は準耐火構造であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のもの) (B) 耐震改修促進法第6条第3項の政令で定める建築物(下図2参照)

※ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣の特別な認定等を得た工法によるものは除く。

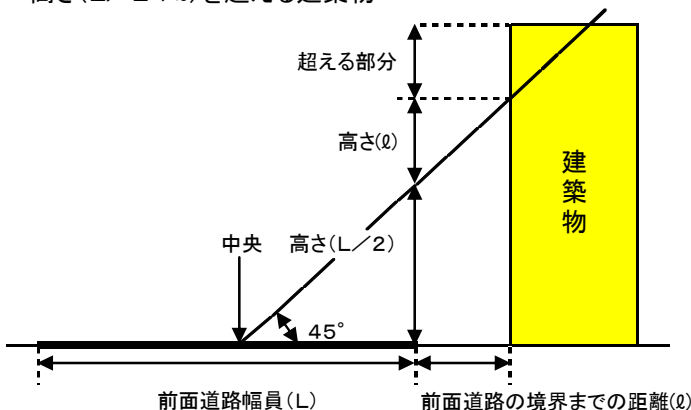
【図1】住宅の場合

前面道路の幅員(L)の1/2に前面道路の境界までの距離(ℓ)を加えた高さ(L/2+ℓ)を超える住宅

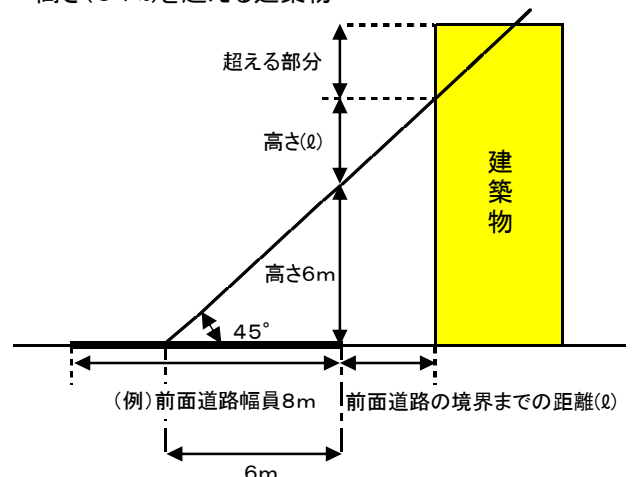


【図2】建築物の場合

① 前面道路幅員が12mを超える場合は幅員(L)の1/2に前面道路の境界までの距離(ℓ)を加えた高さ(L/2+ℓ)を超える建築物



② 前面道路幅員が12m以下の場合は6mに前面道路の境界までの距離(ℓ)を加えた高さ(6+ℓ)を超える建築物



(2) 耐震診断、耐震改修等を行う方への補助の内容(例)

補助対象事業費の限度額は、①により算出した額と②を比較して、いずれか少ない額とします。

対象建築物		住 宅			住宅以外の建築物
		一戸建て・長屋建ての住宅 〔自己所有で自ら居住するものを除く〕	共同住宅 マンション		
耐震診断	補助率	2/3		2/3	
	事業補助対象費	①㎡当たり単価限度額	なし	1,000㎡以内の部分: 2,000円/㎡ 1,000㎡超～2,000㎡以内の部分: 1,500円/㎡ 2,000㎡超の部分: 1,000円/㎡	
		②敷地or棟当たり限度額	9万円/敷地	600万円/棟	
	補助金限度額 (補助金負担割合)	6万円/敷地 (国1/2 県1/4 市町1/4)	400万円/棟 (国1/2 県1/4 市町1/4)		
耐震補強設計	補助率				2/3
	事業補助対象費	①㎡当たり単価限度額	耐震改修工事に含む	(a)と(b)とを比較して、いずれか少ない額 (a) 1,000㎡以内の部分: 2,000円/㎡ 1,000㎡超～2,000㎡以内の部分: 1,500円/㎡ 2,000㎡超の部分: 1,000円/㎡ (b) 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目に基づく建築設計費(建替を行う場合は、耐震改修工事に要する費用相当分を建築工事費として算出)の限度額	
				②棟当たり限度額	600万円/棟
	補助金限度額 (補助金負担割合)				400万円/棟 (国1/2 県1/4 市町1/4)
耐震改修工事	補助率	1/2		2/3	
	事業補助対象費	①㎡当たり単価限度額	なし	32,600円/㎡	47,300円/㎡ (免震工法等特殊な工法 80,000円/㎡)
		②敷地or棟当たり限度額	120万円/敷地	9,000万円/棟	
	補助金限度額 (補助金負担割合)	60万円/敷地 (国1/2 県1/4 市町1/4)	6,000万円/棟 (国1/2 県1/4 市町1/4)		
建替え工事	補助率				2/3
	事業補助対象費	①㎡当たり単価限度額	補助なし	32,600円/㎡	47,300円/㎡ (免震工法等特殊な工法 80,000円/㎡)
				②棟当たり限度額	9,000万円/棟
	補助金限度額 (補助金負担割合)				6,000万円/棟 (国1/2 県1/4 市町1/4)

(3) 施行日

平成23年11月1日

担当窓口
香川県土木部建築課建築指導室 企画・開発グループ
電話 087-832-3612(直通)

(4) 市町補助事業の申請先、問合せ先

現在、高松市のみで補助事業を実施しています。

高松市都市整備部建築指導課 建築指導係 電話 087-839-2488
ホームページアドレス: <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/17076.html>